

令和3年(つ)第5号

決 定

請求人 今井 豊

上記請求人から、渡邊和義を被疑者とする刑事訴訟法262条1項による付審判請求があったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

理 由

第1 請求の趣旨及び理由

請求の趣旨及び理由は、要するに、請求人は、令和3年2月8日、前橋地方裁判所民事第1部に所属する裁判官である渡邊和義を公務員職権濫用、脅迫及び犯人隠避の各罪で告訴したところ、前橋地方検察庁検察官は、同月26日、前記事実につき、不起訴処分の裁定をしたが、この処分について不服があるため、事件を前橋地方裁判所の審判に付することを求めるというものである。

なお、前記事件のうち犯人隠避罪及び脅迫罪に係る部分は、付審判請求の対象となる犯罪ではないから、付審判請求は理由がない。そこで、以下、公務員職権濫用罪の事実につき検討する。

第2 被疑事実の要旨

被疑者は、当時、前橋地方裁判所民事第1部に所属する裁判官であり、請求人が提起した、請求人を原告とし、群馬県を被告とする慰謝料請求事件の審理を担当していたものであるが、令和元年8月29日、前橋地方裁判所内の法廷において、前記慰謝料請求事件について原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、その職権を濫用して告訴人の実質的に裁判を受ける権利及び適正な手続を受ける権利等の行使を妨害するとともに、請求人に作成する義務も必要もない告訴状を作成させた。



第3 当裁判所の判断

- 1 公務員職権濫用罪における「職権を濫用」とは、公務員が、その一般的職務権限に属する事項につき、職権の行使に仮託して実質的、具体的に違法、不当な行為をすることをいうが、前記慰謝料請求事件において被疑者が当事者の主張と証拠に基づく合理的な検討を経て判決を言い渡したことはその判決書の内容から明らかであって、被疑者に公務員職権濫用罪が成立する余地はない。

したがって、付審判請求には理由がない。

- 2 よって、刑事訴訟法266条1号により本件請求を棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和3年7月20日

前橋地方裁判所刑事第2部

裁判長裁判官

山 崎



裁判官

稲 田 康



裁判官

落 合 沙



これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官

田村 嘉之

